

平成31年度清掃業務就労支援事業研修実施要綱

1 目的

京都ほっとはあとセンター（以下「センター」という。）が受託する清掃業務現場において、会員施設で働く障害者が清掃業務の実務研修を受研することにより、清掃業務等の習熟を図るとともに社会参加の促進並びに就労支援に資することを目的とする。

2 研修参加者の条件

- (1) 会員施設等の通所または入所者
- (2) 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）に、単独で通勤が可能であること。
- (3) 身辺自立していること。
- (4) 清掃業務対応が可能であること。

3 研修生の応募及び登録・実施について

- (1) 会員施設は、上記2の条件を満たす者を、別添「清掃研修申込書」と「基本情報（フェイスシート）」により推薦すること。
- (2) 募集は2期制とし、各期の実施枠数に応じた募集を行うほか、追加募集を行う。
- (3) センターは推薦を受けた者を調整の上、研修生候補者名簿に登録する。
- (4) 各期において登録数が実施枠数（各期上限4人）を上回った場合、研修生及び施設の同意の上、実施を次期に繰り越すことがある。
- (5) また、繰り越す場合の次期の募集方法については、状況に応じて下記の中から募集を実施する。
 - ① **【当年度の上半期に繰り越しが生じた場合の下半期の募集について】**
当年度の上半期に繰り越しが生じた場合は、空き枠数に応じて下半期の募集を行う。
 - ② **【繰り越しにより次期の実施枠がすべて埋まった場合の募集について】**
繰り越しにより次期の実施枠がすべて埋まった場合は、該当期の募集を行わない。
センターはその旨をほっとはあと通信等で会員各施設に周知すること。
- (6) 研修生及び施設の申し出により登録の取り下げもしくは登録を行わなかった場合の再登録については、再度応募の上、登録を行うこと。
- (7) 登録を取り下げる場合、速やかにその旨を連絡することセンターに連絡すること。

4 研修実施方法

- (1) 研修受研順位等はセンターで決定する。
- (2) 研修期間は原則3か月とし、期間中の土曜日、日曜日の午前8時から午後3時（休憩時間1時間を含む。）に実施する。
- (3) 昼食は各自持参とする。

5 研修手当等

- (1) 1日当たり2,000円の研修手当を支給する。交通費は実費を支給する。
ただし、遅刻、早退などの研修生の事情により、半日のみの勤務となった場合は、半額の1,000円を支給する。
- (2) 1か月ごとに精算して派遣施設に支払うものとする。